

# うらら介護医療院(入所)重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族、以下「入所者」という）が利用しようと考えているうらら介護医療院（以下「当施設」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とした施設サービスを提供し、一方、入所者又は入所者を扶養する者（以下「契約者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

## 1 法人概要

- ・名称 : 医療法人グリーンエミネンス
- ・所在地 : 千葉市中央区千葉寺町 188
- ・代表者 : 理事長 中村 周二
- ・設立年月日 : 昭和 26 年 5 月 17 日
- ・電話/FAX : 043-261-3336 / 043-261-0771

## 2 利用施設

- ・施設名 : うらら介護医療院 入所
- ・介護保険指定番号 : 介護医療院 (12B0100034 号)
- ・所在地 : 千葉市中央区千葉寺町 188
- ・電話/FAX : 043-261-3169 / 043-261-0788
- ・開設年月日 : 令和 4 年 1 月 1 日
- ・管理者 : 施設長 水野 準

## 3 施設の目的

当施設は、要介護状態にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

## 4 施設の運営方針

- ・当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をおこなうことを目指すものとする。
- ・当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設では、介護医療院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。  
サービス提供にあたっては、「誠実」「丁寧」「思いやり」の心を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- ・入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則

的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。

## 5 利用事業所の設備等

- ・建物の構造 : 鉄筋コンクリート 5 階建て
- ・延床面積 : 4,152.53 m<sup>2</sup>
- ・入所定員等 : 定員 110 人 (うらら 3 階 52 床 うらら 4 階 58 床)  
: 療養室 うらら 3 階 (個室-5 室、 3 人室-1 室、 4 人室-11 室)  
うらら 4 階 (個室-10 室、 4 人室-12 室)

## 6 施設の職員体制

	入所常勤	入所非常勤	入所夜間	業務内容
・管理者<施設長>	1			施設職員及び業務の管理
・医師	1	0.5		入所者の健康管理
・薬剤師		0.36		薬の調剤
・看護職員 3 階	9		1	入所者の看護
4 階	10		1	入所者の看護
・介護職員 3 階	15 以上		2	入所者の介護
4 階	15 以上		3	入所者の介護
・支援相談員	2			入所者・家族の相談援助
・理学療法士	1 以上	0.4		機能回復訓練の実施
・作業療法士				
・介護支援専門員	2			ケアプランの策定
・歯科衛生士	1	0.6		口腔ケアの実施
・管理栄養士	1			入所者の栄養管理
合計	58	1.8	7	

## 7 施設窓口の営業日

- ・営業日 : 月・火・木・金・土  
祝祭日、年末年始 (12 月 30 日 ~ 1 月 3 日)、創立記念日 (7 月 10 日) は除く。  
※創立記念日が日曜と重なる時は、翌日の月曜が振替休日となる。
- ・営業時間 : 営業日の 9 時から 17 時まで。

## 8 施設サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事 (※食事は原則として食堂でおとりいただきます。)  
朝食 7 時 30 分～  
昼食 12 時 00 分～  
夕食 18 時 00 分～
- ④ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。但し、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護 (退所時の支援も行います)

- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

ご不明な点がございましたら当施設へご相談ください。

※年間行事予定 季節ごとの趣向を凝らした行事を予定しています。

## 9 施設利用にあたっての留意事項

- ・金銭/預金通帳/印鑑等の財産関係は、お持ち込みはご遠慮お願いします。
- ・マッチ/ライター等の火気、タバコ（全館禁煙です）/酒類、果物ナイフ等の刃物、ペットは持ち込まないようお願いします。
- ・飲酒・喫煙はご遠慮お願いします。
- ・入所者同士の贈答、職員へのお心付けは一切、ご遠慮いただいております。
- ・住所や連絡先（入所者、家族等）、介護保険証等に変更があった場合は、速やかにご連絡下さい。
- ・他入所者や職員などへの宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為は禁止です。
- ・設備や備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、入所者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・利用期間中は、当施設の重要事項説明書の内容を遵守していただき、緊急時等、必要に応じ、ご利用の中止や面談のために、契約者にご来所の依頼をさせて頂く場合がありますので、ご協力の程お願いいたします。
- ・外出及び外泊を希望される場合は医師の許可が必要となりますのでお申し出下さい。
- ・介護医療院では原則、入所期間中は医療保険の使用が制限されておりますので、外出及び外泊時に医療機関への受診が必要となった場合は必ずご連絡下さい。
- ・この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は契約者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 10 施設入所開始までの流れ

- ア 主に医療機関、介護支援専門員、本人、家族等からのお問い合わせ。  
(診療情報提供書、看護・介護サマリー、薬剤情報提供書等の書面の情報を求める事がございます。)
- イ 本人、家族との面談をさせていただきます。
- ウ 施設長、医師、看護師、リハビリ課、栄養課、介護長、介護支援専門員、支援相談員で相談内容の判定会議を行います。
- エ 施設入所が決定となりましたら、入所の案内にて契約を行います。
- オ 施設入所当日。

## 11 施設サービス提供等の記録

当施設は入所者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。  
また、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、契約者その他の者(入所者の代理人を含みます。)に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限りです。

## 12 施設利用料及び請求・支払い方法について

- ・入所者及び契約者は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- ・入所者又は契約者に毎月11日以降、前月利用料金の合計額を提示、請求します。利用料金の支払いを受けた時は入所者又は契約者に領収書を発行します。

- ・介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から負担割合に準じた額を差し引いた分の払い戻しを受ける)の方法を利用する場合は、お申し出ください。
- ・施設利用料については別紙の【うらら介護医療院 施設利用料金のご案内】をご覧ください。

### 1 3 その他の費用及び請求・支払方法

クリーニングについては、個別に外部業者と契約をしていただきます。  
内容についてはリーフレット等をご覧ください。

### 1 4 緊急時の対応方法

当施設は、入所者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関、かかりつけ医等への診療を依頼することがあります。前項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び契約者が指定する者に対し緊急に連絡します。

#### 【協力医療機関】

- ・ 協力医療機関
- ・ 名 称 医療法人柏葉会 柏戸病院
- ・ 住 所 千葉市中央区長洲 2-21-8
  
- ・ 協力歯科医療機関
- ・ 名 称 医療法人修友会 中山歯科医院
- ・ 住 所 千葉市中央区市場町 9-19
  
- ・ 協力歯科医療機関
- ・ 名 称 たけい歯科
- ・ 住 所 千葉市中央区千葉寺町 310-1

### 1 5 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、入所者の家族、担当の介護支援相談員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供に伴い、当事業所の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、状況の調査、把握等を行い、様々な対応策を検討した上、可能な限り入所者に対して損害を賠償するものとします。

【原因の究明に努め、再発防止に取り組みます。】

### 1 6 損害賠償

施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、様々な対応策を検討した上、可能な限り、入所者に対して損害を賠償するものとします。一方、入所者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入所者及び契約者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

### 1 7 身体拘束

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- ・ 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

- ・非代替性

身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りま。

- ・一時性

入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 18 虐待の防止

当事業所は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【従業者による虐待】⇒ 地域包括ケア推進課 043 - 245 - 5267

【養護者による虐待】⇒ あんしんケアセンター千葉寺 043 - 208 - 1222

※お住まいの地域により相談窓口が異なる場合があります。

## 19 褥瘡対策

当事業所は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡予防マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備します。

## 20 衛生管理等

- ・入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・感染症が発生し、又はまん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・定期的に害虫の駆除を行います。

## 21 秘密の保持と個人情報の保護

入所者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・当事業所とその従業者は、サービス提供をする上で知り得た入所者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・秘密保持の義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ・当事業所は従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- ・入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者

の家族の個人情報を用いません。

- ・入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・入所者及びその後見人、家族又は身元引受人は、当施設に請求することにより、サービス記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）

○但し、次の各号についての情報提供については、入所者及び契約者から予め同意を得ておきます。

また、その他、個人情報の取り扱いの詳細については、別途法人規定によります。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

## 2.2 非常災害対策

- ・当施設は、非常災害に関する法人の防災対策に準じて、必要な災害防止策を講じていきます。
- ・スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用らせん滑り台等の防災設備を設置しており、防災訓練は年2回実施しております。

## 2.3 業務継続計画の策定等

- ・当施設は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対し入所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）
- ・当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 2.4 苦情・相談窓口

入所者及びその家族は、当施設が提供するサービス等に対し要望又は苦情等に対して、以下の窓口に出ることが出来ます。

### 【当事業所の相談窓口】

- ・担当部署 : 入所相談室 支援相談員
- ・利用方法 : 電話 043-261-3169 面談 当施設相談室  
: 利用時間 9:00 ~ 17:00

※ 水、日、祝祭日、年末年始（12月30日 ~ 1月3日）創立記念日（7月10日）は休み。

### 【市町村窓口】

- ・担当部署 : 保健福祉局高齢障害部介護保険事業課
- ・所在地 : 千葉市中央区千葉港2番1号
- ・連絡先 : 電話 043-245-5068 FAX 043-245-5621
- ・利用時間 : 8:30 ~ 17:30 ※ 土日祝は休み。

### 【国保連窓口】

- ・担当部署 : 千葉県国民健康保険団体連合会
- ・所在地 : 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
- ・連絡先 : 電話 043-254-7428
- ・利用時間 : 9:00 ~ 17:00

## 25 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

以下余白

当施設は、重要事項説明書に基づいて、介護医療院のサービス内容及び重要事項を説明致しました。  
本書2通を作成し、入所者、当施設が著名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

事業者名(法人名)	医療法人グリーンエミネンス
施設名	うらら介護医療院 入所
介護保険指定番号	介護医療院 (12B0100034号)
施設長	水野 準 印
説明者 職名	支援相談員
氏名	印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護医療院のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

<入所者>

住所

氏名

印

<署名代理人>

住所

氏名

(続柄: )

印